

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
1 住宅セーフティネット法改正について （20分） 単身高齢者や障がい者など、住まいの確保が困難な人への支援が強化されます。4月1日施行の「生活困窮者自立支援法等改正法」では、自治体が住まいに関する相談支援を行うことを明確化し、物件探しや契約、居住中の見守り・退去時における支援事業を法定化し、家賃の安い住宅への転居費を補助する仕組みも創設されます。 また、本年秋ごろ施行予定の「改正住宅セーフティネット法」では、都道府県が指定する居住支援法人などがニーズに応じて、入居者の安否確認や福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の供給の促進や、賃貸住宅で入居者が亡くなったあとの残置物の処理を円滑化するため、入居者からの委託に基づく居住支援法人の業務に、残置物処理が追加されています。更に、不動産事業者やNPO法人などが連携する「居住支援協議会」の設置を、市区町村の努力義務としています。このような支援強化の背景には、単身高齢者の増加と持ち家率の低下があります。国の調査によれば、単身高齢者世帯は2030年に900万世帯に迫る見通しになっている一方で、約7割の賃貸住宅オーナーが、孤独死などを不安視する理由から高齢者などへの入居拒否感があるとしています。 生活の重要な基盤である「住まい」の確保へ、居住サポート住宅の供給の促進など、住宅と福祉の施策が連携した地域の居住支援体制の強化により、賃貸オーナー・入居者の双方が安心できる環境整備が求められています。 法改正に伴う、市の対応について伺います。 (1) 住宅確保要配慮者の実態把握と現状の対応について (2) 住宅セーフティネット法の主な改正点について (3) 居住支援協議会について ア 県の居住支援協議会への参加・状況について イ 本市の居住支援協議会の設置について (4) 居住サポート住宅の供給促進への取組について	市長

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
2 認知症施策の推進について（20分） 厚生労働省の2022年の調査において、65歳以上の高齢者人口がピークを迎える2040年には、国内の認知症高齢者は584万人を超えとの推計結果が発表されました。これは高齢者のおよそ15%、6.7人に1人にあたります。生活習慣病の改善や健康意識の変化などによって認知機能の低下が抑制されたとし、前回9年前の調査結果の、推計802万人からは減少しており、今後もより一層の効果的な取り組みが期待されています。また同調査では、物忘れなどの症状はあるものの、生活に支障がなく、認知症と診断されるまでには至らない「軽度認知障害」にあたる人の将来の推計も公表され、2040年には612万8千人にのぼるとしています。この軽度認知障害は、認知症に移行することが多い一方で、運動や栄養状態の早期改善によって症状の進行スピードを抑制できたり、健常な状態にもどることもある調査結果もでており、早期発見への対策や、認知症に進行させないための支援策が重要になっています。早期発見に向け、県内では、さいたま市などが65歳以上の方を対象に「もの忘れ検診」として実施しており、東京都豊島区では50歳からを対象とした認知症検診を行い、70・75・80歳の区民にセルフチェック問診票を送付し、個別検診の受診を勧めるなど、重度化の抑制や治療につなげる取組を実施しています。 本市においても、認知症の方と家族への様々な施策や、フレイル予防の取組が行われていますが、今後も高齢化が進む中で、誰もが認知症になる可能性があり、国の認知症施策推進基本計画においても、共生社会の実現に向けた新しい認知症観とともに、早期発見・予防対策などの、更なる支援策が求められています。 以下、伺いたいします。 （1）認知症予防の取組の現状について （2）軽度認知障害、認知症の早期発見の取組について （3）本市の認知症施策推進基本計画の策定について	市 長